

鳥取県老人保健施設協会慶弔規程

(目的)

第1条 本規程は、鳥取県老人保健施設協会会員の慶弔にかかわる規程を定める。

(範囲)

第2条 本規程の適用範囲は次のとおりである。

- 1 鳥取県老人保健施設協会会員又は会員が所属する法人の代表者
- 2 鳥取県老人保健施設協会元会員

(慶賀)

第3条 第2条に掲げる会員が、次の各項のいずれかに該当した場合には、慶賀金または相当額の記念品の贈呈あるいは祝賀電報を打電する。

金額についてはその都度会長が判断する。

- 1 叙勲・褒章を受賞した場合－3万円程度
- 2 厚生労働大臣表彰を受賞した場合－1万円程度

(弔慰金)

第4条 第2条に掲げる会員が、次の各項のいずれかに該当した場合には、弔慰金を贈る。金額についてはその都度会長が判断する。

- 1 死亡－3万円以内（弔意電報・供花等を含む）
- 2 第2条に該当しないが本会に功労があった場合には、会長が判断する。

(通知)

第5条 会員に関しては、所属の会員施設を通じて、本会事務局に通知するものとする。
本会事務局は直ちに会長に報告し、速やかに処理しなければならない。

(附則)

この規程は平成27年3月21日制定、平成27年4月1日より施行する。